

【注の追加】

A 2 1 8 地域加算（1日につき）

【項目の見直し】

- 1 1級地
- 2 2級地
- 3 3級地
- 4 4級地
- 5 5級地
- 6 6級地

- 18点
- 15点
- 12点
- 10点
- 6点
- 3点

1 看護補助加算として、入院した日から起算して20日を限度として30点を更に所定点数に加算する。

(追加)

注3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、入院初日に限り150点を更に所定点数に加算する。

A 2 3 0 - 2 精神科地域移行実施加算（1日につき）

【点数の見直し】

10点

20点

A 2 3 0 - 4 精神科リエゾンチーム加算（週1回）

- 1 1級地 18点
- 2 2級地 15点
- 3 3級地 14点
- 4 4級地 11点
- 5 5級地 9点
- 6 6級地 5点
- 7 7級地 3点